

## 平成19年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

○開催日時：平成19年9月20日（木） 午後3時30分から午後5時15分まで

○開催場所：木更津市役所4階会議室

○出席者氏名

審査会委員：鬼形むつ子、清水幸雄、白石哲也、成瀬敏郎、山田次郎

木更津市：水越市長

総務部職員課 竹内主幹

（事務局）総務部総務課 北原副課長、安田主査、高岡主査、内田主任主事

○議題等及び公開非公開の別

：会長副会長の選出 公開

情報公開制度の施行状況及び個人情報保護制度の運用状況について 公開

木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領について 公開

諮問（情報部分開示決定に対する異議申立てについて） 公開

諮問（情報部分開示決定に対する異議申立てについて）の概要説明について 非公開

○傍聴人の数：1人

○会議の内容

開会

委嘱状交付

市長挨拶（挨拶後市長退席）

委員紹介

事務局紹介

仮議長選出（仮議長北原副課長）

会長副会長の選出（審査会会長 清水幸雄、同副会長 白石哲也 全員異議なしにより決定）

会長 それでは、次第に従いまして、まず、情報公開制度の施行状況及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 では、平成17年度、平成18年度の情報公開制度の施行状況及び個人情報保護制度の運用状況につきまして、報告させていただきます。

まず、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの情報公開制度の実施状況です。8人の方から9件の請求がございました。いずれも、実施機関は市長が取り扱ったものでございます。決定状況としましては、開示したものが5件、部分開示が4件となっております。部分開示の内訳が、個人に関する情報が2件、法人等に関する情報が2件、人の生命等の保護等に関する情報が4件となっております。個人や法人等の印鑑の印影を不開示にしたものであります。情報公開の内容と処理状況につきましては次頁に内訳が記載されております。

続いて、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況に移ります。こちらにつきましては、5人の方から5件の請求がございました。実施機関別の内訳としましては、市長に対してのものが3件、消防長に対してのものが2件となっております。決定状況につきましては、開示が2件、部分開示が3件でして、部分開示の内訳としましては、いずれも個人に関する情報が3件となっております。自己情報開示請求の内容と処理状況につきましては、次頁にその内訳が記載されております。

続きまして、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの情報公開制度の施行状況についてです。この年度では、5人の方から19件の請求がございました。実施機関別の内訳としましては、市長に対してのものが9件、教育委員会に対してのものが2件、選挙管理委員会に対してのものが1件、公平委員会に対してのものが1件、監査委員に対してのものが1件、農業委員会に対してのものが1件、固定資産評価審査委員会に対してのものが1件、水道事業管理者に対してのものが1件、消防長に対してのものが2件と、合計19件となっております。決定状況につきましては、全部開示が1件、部分開示が8件、不存在等が12件となって

おります。不開示の理由の内訳としましては、個人に関する情報が7件、法人等に関する情報が2件、人の生命等の保護等に関する情報が2件となっております。不存在等というものにつきましては、請求された情報がそもそも存在していないとか、条例の適用除外、たとえば登記簿謄本であるとか住民票であるとか他の法令で開示を受けられるものであるとかは適用除外とされておりますので、拒否処分等をされたものが、ここに含まれます。この年の特徴としては、全実施機関に対して請求があったということがあげられます。情報公開の内容と処理状況につきましては次頁のとおりでございます。

会長 この表の不開示理由別内訳のパーセンテージの数値があっていませんね。

事務局 全体で11件なのに、そのうちの7件で25パーセントというのはたしかにおかしいです。後ほど算出し直しさせていただきたいと思います。

山田 そのほかですが。部分開示が8件ということですよ、でも不開示理由別内訳の合計数は11件となっている。数字の作り方も分かりづらいですよ。

事務局 ダブっているものもでございます。たとえば、法人等の印影等については、法人の内部情報ということで法人等に関する情報としてもカウントされますし、開示されることによって不正使用されるおそれがあるということで人の生命等の保護等に関する情報としてもカウントされるというようにダブルでカウントされるケースもございます。そこで、このように数字がずれてしまうというケースが出てきます。

委員 たとえば、主な不開示理由とするなどして、数字をあわせるというやり方もあろうかと。

事務局 表の作り方というのもあるので、今後検討していきたいと思います。

事務局 先ほどの不開示理由別内訳のパーセントですが、小数点以下の数字を調整させていただきますと、個人に関する情報が64パーセント、法人等に関する情報が18パーセント、人の生命等の保護等に関する情報が18パーセントで、合計100パーセントとなります、訂正させていただきます。

では、続きまして、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況についてでございます。こちらは、13人の方から13件の請求がございました。いずれも実施機関市長に対してのものでございます。決定状況につきましては、全部開示が6件、部分開示が4件、不存在等が4件、合計14件。部分開示の理由の内訳としましては、個人に関する情報が4件となっております。自己情報開示請求の内容と処理状況につきましては次頁、次々頁のとおりでございます。以上でございます。

会長 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの情報公開制度の施行状況の処理状況の表ですが、1番のものについては決定の状況が拒否の決定となっているのに、処理経過をみると、写しの交付とありますが。

事務局 これは、「写しの交付」という不要な文字が入ってしまいました。「写しの交付」という文字を抹消させていただきます。

こちらからの報告としましては以上でございます。

会長 では、委員の皆様から、何かございましたら。

山田 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの情報公開制度の施行状況について、19件の請求に対し5人の請求者ということですが、何か特徴的なことでもあったのですか。

事務局 同じ請求者から何件も請求があったということがあげられます。各実施機関に対してそれぞれ請求がなされたということがあげられます。そこで、人数と件数が大幅にずれているということになります。

白石 同じ請求内容で部局ごとに指定して請求してきたのですか。そうでなければ、こういった情報が市にあるかどうか公開してくれというふうにくれば、必ずしもこのように部局ごとに対応しなくてもよいという考えも。

会長 実施機関ごとにとということになりますから。たとえば、請求者がどこに請求すればいいかわからないから教えてほしいとくれば、総合窓口が対応するということもあります、こういうかたちでご本人が全部に出してくるというのをとめる方法はないのです。

白石 結局これは、請求者が実施機関を指定して請求してきたのですか。

事務局 はい。

白石 それなら、しかたないですけど。

事務局 場合によっては、無いことを確認したいということも。有るか無いかをはっきりさせたいということから請求される場合も。

白石 部局を特定しないで請求してくるというときには、どこにあるかわからないから向こうも相談の気持ちが有るでしょうから、探しながらするというやり方は。

会長 無いことの確認のための請求というものがありますから。

白石 それは切れないと。分かりました。

事務局 似たようなケースとしては、印鑑証明書の交付申請書の開示請求というのがあります。印鑑証明のカードをなくしてしまったので不正使用されていないか心配して請求するというものもあります。

会長 他に何かありますでしょうか。

成瀬 弁護士の顧問契約書に係るものがありますが、こうした任意契約も業者の売買契約とかと違いますね。これは、・・・市の方だけで開示できるのですか。

事務局 印影の部分については、開示してよいかを聞きました。

契約書については、相手方の請負業者に聞くことはありません。市が契約をしておりますので全部開示しています。従いまして、弁護士の顧問契約書についても全部開示となります。ただし、聞くところとしましては印影の部分となります。例えば、工事請負契約については、法人情報の不正使用ということで印影の部分は消しております。

成瀬 賃貸ではなくて特殊なテナントを入れて売り上げのパーセントでだめなものであればだめということで、借家法とかいろいろなものを取り入れてやっていく、あのような契約書を出すと表に出た瞬間にあの契約書そのものがノウハウの塊ですよ。

事務局 それについては、たとえばPFI契約書というのがあります。こういうものは特殊なものです。これは、部分開示となります。

会長 では、ご報告ですので、特になければ、次に移らせていただきたいと思います。続きましては、木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領につきまして事務局のほうから説明をいただきたいと思います。

事務局 それでは、お手元にお配りいたしました、「議案第1号 木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領の制定について」につきまして説明いたします。

この審議要領でございますが、前の木更津市情報公開審査会という、これは既にあるものですが、平成11年1月21日付けで木更津市情報公開審査会において決定されたものがあり、それも参考にさせていただきたいと思います。あと、配布いたしました「新旧対照表」、これは、平成11年のものと今回議案としまして作成いたしました要領を比べたものでございます。

では、要領につきまして、その概略を説明させていただきます。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、不服申立がされ、実施機関から諮問された場合の、審査会の審議方法等についての規定でございます。また、審査会は公開請求の対象となった公文書及び決定の理由を説明する書面の提出を実施機関に求め、また、理由説明書に対する意見書の提出を不服申立人に求めるといった内容等が規定されております。

第3条は、不服申立人、実施機関の職員及びその他の関係者からの意見陳述等の聴取についての規定でございます。今回新たに加えたものについてでございますが、第3項で不服申立人等の口頭による意見又は説明を述べる機会については、陳述の概要と予定時間を記した書面を提出させ、その内容により陳述させる時間を決定するものとしました。

第4条は、前条の規定により意見陳述等がされる場合の補佐人等の付き添いについての規定でございます。

第5条は、会議録の内容についての確認でございます。

第6条は、理由説明書の提出要求など、8項目につきまして、審査会会長の専決事項とすることについての規定でございます。今回新たに加えたものとして、第1号で審査に当たる委員が、当該情報を不服申立人等に閲覧させずにその内容を見分けることができるとした目的は、実施機関が行った不開示決定又は部分開示決定等について、当該決定に係る実施機関の判断の妥当性、又は部分開示の範囲の適切性等について、迅速かつ適正な判断を可能とするためであるとする、いわゆる「イン・カメラ」規定であります。また、第2号で審査会が審査を行うに際し、実施機関の行った決定について、迅速かつ適正な判断を可能とするため、実施機関に対して、不開示となった情報又はその部分と、請求拒否との理由とを分類・整理しまして、説明書類やインデッ

クスにしたものを提出させ諮問された事案についての説明を求めことができるとする、いわゆる「ヴォーン・インデックス」規定であります。

以上でございます。

会長 従来の要領が現在の条例にあっていませんので、現在の条例にあわせて改定をお諮りするということでございます。もともと、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則というものがございまして、この規則の8条で、「この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。」とあり、これに基づいて定めるといわけでございます。何かございませうでしょうか。

白石 インカメラとか要領で決めちゃっていいですか。上位規範で定めなくてもいいですか。審査会のなかで決めちゃって、まあ、もちろん委任規定はあるのですけれども、権限を強く与えることに決めていいのですか。

事務局 木更津市情報公開条例第22条に、いわゆるインカメラやヴォーン・インデックスというのがありまして、そこで担保しております。

白石 わざわざ会を開かなくても会長が専決で決めちゃってもいいと。分かりました。

山田 これがないと、一旦会議を開いて要求するというのを決めてその会は散会して、また次に会議を開かないといけないと、二度手間省こうということですよ。

事務局 はい。

白石 前段の準備段階は会長にお任せするということですよ。

事務局 会議を開いて、審査会に諮って、インカメラでいこうということをしなくて、行うということです。

会長 こういう不服申立てが大変多い自治体ですと、定期的にやっているところもありまして、そういったところだと順次決めていくことが可能なのですけど、こういうふうは何年に1回という場合ですと。

それと、もう一つは不服申立てがあったときはできる限り早く結論を出したいと、不服申立て人のためにもですね。

とすると、一旦会議を開いて決めて、もう一回会議を開くという手間を省きたいというわけですね。

成瀬 4条の補佐人というのは。

会長 補佐人というのはどこまでいっても補佐人でございます。

成瀬 資格等は。

会長 特にございません。

会長 補佐人を付けることが相当であるという縛りはかかっています。第6条で。

成瀬 弁護士が付く場合は。

会長 たとえば、うまく主張がまとめられないので、先生についてきていただいて理論的にまとめていただくとか。大きな概念ではありますけれども、たとえば、他の自治体や国ですと、鑑定人とかを連れて来たいとかいう場合もございまして。

白石 もし、とんでもないような人を連れてきたら許さないということもあるのですか。

会長 とんでもないというのは難しいところですが、人というよりは、補佐人を付ける理由が相当であるかどうか。

委員 未成年でも。

会長 特に制限はしてません。

委員 法人は。

会長 法人ですか。付き添いですからね。

成瀬 ここでいうのは、法律用語ではないのですね、もう少し広く。日常用語、一般用語として。

会長 鑑定とか。こういうものを全部ひっくるめていただいて。

会長 要は付き添いです。

委員 できる規定ですものね。

会長 そうです。情報公開のときはこういうことはあまり議論しなくてもよかったのですが、個人情報というものが入ってきますと、たとえば、本人そのものが判断能力をもっていないと、こういうケースが増えてくる可能性があって、いきなり親が代わって不服申立てをしないといつていいかとなると、そうでもないものですか

ら、本人は十分な主張ができないので、親がついて行きたいと。

委員 法定代理人とか任意代理人といったいわゆる代理の概念の中で入るならばよろしいのですが、成年後見人だと法的にはこれに口出しできる目的根拠があるのかというとなしそうで、補佐人であるとなにかいけるのかなという気がしますが。

事務局 もとは行服法の12条で代理人による不服申し立てというのは方式が一応はあるのですね。

成瀬 これは代理ではなくて、あくまでも個人何だけど本人を何らかで補助していくということですよ。成年後見人などはこれでいけるような気がしますがね。

事務局 もとは行服法の25条2項で、「審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。」というのが行服法であって、補佐人についての判例はこれにはくっついていないので。

白石 補佐人とか代理人だとか特定の資格がない人を指名したときはその許可を受けてというのが多いですね。だから、できる規定だとしたらかなり自由にできるのですねという形が普通だったら、審査会の許可を受けてとかいうのが多いというふうに、とんでもないという人とはそういう意味の人が、自分は補佐人だからってかなり強引に割りこんできたと。

会長 でも、条文上は、審査会は認めることができるのですから。

白石 できるですから、断ることは可能と。

会長 もちろん可能です。

成瀬 会長が第6条の8号でそれ自体を承認だから、拒絶もできる。

会長 承認しないのですね。こちらのほうも専決により処理することができるのですから、場合によって、これは難しいという話であれば、先生方に判断を仰ぐというのももちろん可能です。

成瀬 良く使えば非常にいろんな部分にも、もやもやしたものが救われるであろうし、悪くなれば先生のおっしゃられることにもなるでしょうし。

会長 どんなものが出てくるのか分からないので、とりあえずこういった形でやらせていただきたいということでございます。よろしゅうございますか。

委員 はい。異議なし。

会長 では、審査要領について原案のとおり決定させていただきます。

会長 続きまして、次第の7番目の諮問（情報部分開示決定に対する異議申立てについて）についてでございます。

#### 諮問（情報部分開示決定に対する異議申立てについて）及び諮問書の提出

会長 では、担当課のほうから諮問の概要につきましてご説明をいただきたいと思っております。

竹内 まず、資料の確認をさせていただきます。1が情報開示請求書、2が情報の開示に係る意見照会書、3が情報開示決定期間延長通知書、4が情報の開示に係る意見書、5が情報の開示に係る結果通知書、6が情報部分開示決定通知書、7が情報開示決定異議申立書、8が当該異議申立ての対象となった情報の写しとなっております。

それでは、資料に添いまして、私の方から、情報開示決定に係る不服申立てが提出された経緯について、説明させていただきます。

まず、1の書類でございますけれども、平成19年8月1日付けで、情報開示請求書が総務部職員課の方に提出されました。

この開示の請求に係る情報名又は内容につきましては、平成18年3月8日付けの総行公第22号 休息時間の廃止及び休憩時間の見直しについての通知、及びこのことについて、木更津市と木更津市職員組合との協議記録でございます。

職員課といたしましては、この情報開示請求書を受付けいたしましたために、情報公開の所管課でございます総務部総務課と相談いたしまして、木更津市情報公開条例第7条第2号に規定される法人その他の団体に関する情報が含まれるため、同条例第14条第2項の規定によりまして、当該第三者に対しまして、添付書類2、

意見照会をすることとしまして、請求者に対しましては添付書類3、情報開示決定期間延長通知書を送付し、8月15日までの決定期間を8月30日まで延ばしたということでございます。

なお、意見照会をした情報の内容につきましては、添付書類2の2枚目に記載されております、1から11までの情報でございます。

添付書類4になりますけれども、8月22日付けで当該第三者から情報の開示に係る意見書が提出されました、事務折衝記録、団体交渉記録における組合の発言要旨部分が開示により支障を生じる部分であるとしております。

開示をされても支障を生じないというのが先ほどの11の中の5つの情報、開示されると支障を生じるとするのが6つの情報について、支障を生じるということで意見書が出されました。

また、支障を生じる理由といたしましては、添付書類4の次の頁に記載されてございますけれども、事務折衝は、団体交渉の事前協議であり、その場における双方の発言や主張について正式に記録する性格のものではなく、事務折衝での双方の具体的な発言内容は原則的に非公開であると労使双方で認識していると理解しており、該当の事務折衝記録は、市当局が作成した記録文書であり、その内容について組合との合意、承認を必要としないものであって、一方的に作成される労使協議文書は作成過程において公平性に欠けるため組合にとって不利益となるためとしております。

また、該当の団体交渉記録につきましては、市当局が作成した記録文書であり、今回掲載された発言内容如何の問題ではなく、一方的に作成される労使協議文書はその作成過程において公平性に欠けるため組合にとって不利益となる。ということです。

この意見書が提出されましたために、総務部総務課と協議した結果、事務折衝記録及び団体交渉記録における組合の発言要旨部分は、開示されると当該事業を営む事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報に該当する旨の具体的な主張がない、ということで、当該情報に該当するものではないと判断をして、開示すべき情報であると判断しました。当該理由を開示決定の理由といたしまして、添付書類5によりまして、第三者に対しまして、情報の開示に係る決定通知書を、また、同日付けで添付書類6の情報部分開示決定通知書を請求者に対して送付しました。その後、9月12日付けで添付書類7の情報開示決定異議申立書が提出されました。その異議申立ての理由につきましては、先ほど諮問のときに申し上げたとおりです。そして、当該異議申立ての対象となった情報の写しについては添付書類8になります。

以上であります。

会長 ありがとうございます。

ただいま、担当所管課の方から、諮問内容につきまして概要の説明がありましたけれども、何かございませぬか。

山田 ざっくばらんな話、内輪の話を外にもらされたら困るという理屈だと思っていいんですね。

竹内 そうですね。

竹内 事務折衝につきましては、市長や、助役いまの副市長ですけれども、あるいは部長という方々が参加されない協議でございまして、私ども担当者と組合の役員との協議でございまして。

それを行った結果を私ども上司の方に報告する義務がございまして、私どものほうで記録というものを作りまして決裁をとって報告したものでございます。

会長 今日、実質的な審議に入らないでご質問していただきたいと思います。

山田 記録方法はどのような形をとるんですか、レコーダーでとって反訳にしちゃうのか、そのまま意識しちゃうのか。

竹内 テープレコーダーというのは持ち込んでおりません、要は、要点だけをですね、記録して、報告すると。

山田 それはそういうものを作った後に、作った側と反対側、市役所側が作るということなんですけれども、組合側にこの内容でいいかっていうような確認はするんですか。

竹内 そのときには、してございませんでした。

会長 基本的には、市の職員が外部でいろいろな話をしてくる。そうすると、何を言ったという記録をとる。録取書をとることもあるでしょうし、上司へ報告するための記録書をとることもあるでしょうし。これを、相手

方の承諾がいるかというそれはそうでもない。職員が作った書類というのは、内容の正確性を担保するものではもちろんないわけで、間違った記録があるという可能性もあるし、主観的な記録であるということももちろんある、ただ、内部的に行政文書としてそういうものが存在するということは間違いなくて、それを公開することについての当否というのが本件の争点だろうと。

山田 それを出して欲しくないというのもわかる、十分わかる。けどね・・・

成瀬 組合は組合で同じように記録をとっているのですかね。保管は、保管年数は何年か。

竹内 5年ですね、いや、10年。

成瀬 それは、作らなければいけないものでしょうか、こういう交渉をしたときは。

竹内 作らなければいけないものではないです、ただ、口頭で伝えるよりも、正確に伝えやすいということから、記録して決裁をする。

成瀬 それは、この決裁を見たということだけですよ。

竹内 その後に、団体交渉に入ってもらいますと上司に、最後は市長まで入ってきますので、過程を報告しておかないと、意思決定というものができないとなってしまいますので、そのための記録ということで残しています。

山田 請求をしてる人は、何か、偏ったところからの請求なんですかね、調査研究となっておりますけど、そういった属性をもっているとか、把握している人なんですか。

会長 その質問はちょっと・・・

山田 あ、そうなんですか。

成瀬 この件は、組合との間で決着がついたものなのですか。終わってしまった。現在進行中ではないと。

竹内 はい。

成瀬 進行中だったらどうかというのもありますからね。

山田 それによって、交渉が動いてしまうということもあるでしょうからね。

竹内 本年4月から休憩時間については廃止いたしまして、休憩時間を45分、これまでも45分ですけども、12時00分から1時までが昼休み時間、それが、休憩時間がなくなったがために、12時15分から1時までが昼休みということで、始めておりますので、決着しているものです。

成瀬 同士できちんと。

竹内 はい。

事務局 国が法律を直して、それに習って規則を直した。

竹内 3月20日付けで協定結んでおりまして・・・

山田 こちらが考えるに当たって、こういうことは知っておいたほうがいいのかというのは、何かありますか。

竹内 平成17年に、千葉県労働委員会に、平成16年中に勤務条件の変更を合意なしで行ったということ、組合側が訴えた、提訴しました。

それを何回か審問するなかで、和解したのです。平成18年の12月に和解しました。そのときに、交渉ルールというものを和解の中の条件として作ってございますけれども、その中では、事務折衝というのは、時間で、いつ、どこで、何人で、交渉を行うんだと、いうものを決めるものにしてというルール作りで実際には団体交渉なりで、お互いに交渉していこうという協定を結んだのですけれども、実際には、団体交渉になりますと、役員だけではなく組合員等も参加してくるので、これまでも、事務折衝では、役員対職員課の職員での話し合いですから、ざっくばらんな話も事務折衝の中ですてます、今までもして、地労委への提訴によって交渉ルールというものがつくられたのですけれども、それ以降でも、同じようにやってたんですけども、今回の件でいいますと今後はそういうことがしにくくなる。

会長 しにくくなるというのは、こういった開示請求があったのでしにくくなるということですか、それとも、・・・

竹内 当然公開されないものであろうということで、申し立ててきていますので、もし、これが公開されるべき情報だと、いうふうな決定ですね、情報を公開いたしますと今後は事務折衝というのは、できた交渉ルールどおり、要は団体交渉を行うための準備しかないんだと、というようなことは組合側の主張。

会長 ですからその点について、実施機関はどうお考えなのですか。

竹内 お互いに交渉ルールを作ったわけですから、そのルールどおり行わざるを得ないなど。どちらかというどぶっちゃけた話がですね、組合の事務折衝の中で、相手の腹を探りながらできたというのが、できなくなるといふのがある。

山田 そんな話、ざっくばらんな話をしたって、それは要するにルール外のはなしなんだから、それはそれで報告しなくていいと、それはそれで腹案としてもって行って、団体交渉で出せばいいんだと、事務折衝では、この範囲だ、細かい形式的な部分だけだという報告にすれば、こういう細かいこと書かなくてすむわけですね、出さなくちゃいけないということにはならない。

それで約束どおりって話になるわけですよ、この方がすっきりするかなという気がしないでもない。

会長 その合意文書というのは見せていただけるものですか。

事務局 少々お待ちください。

会長 今お配りしている和解協定書は、ご参考までに今見ていただきますけれども、いわゆるインカメラ規定に従って要求して見せていただいているものでして、この会議が終了しましたら回収させていただきます。

白石 諮問では、不服申立てがあったので、条例の18条に基づき、というものがありますが。

事務局 行政不服審査法に基づいて異議申立ができてということですよ。

白石 実施機関に出たんで、条例18条に基づき諮問すると、こういう形ですね。

事務局 はい、そういうことです。

成瀬 木更津市役所職員組合、木更津市役所職員組合現業評議会とありますね、この現業評議会っていうのは、別の組合なのですか。

竹内 いや、木更津市役所職員組合、これが親でして、

成瀬 こっちの方が親なの。

竹内 職員組合の方が親です。

成瀬 職員組合の方が親ですよ。

竹内 その中に現業職というのがありまして、その現業職員だけにつくっているのが、この現業評議会なのですよ。

成瀬 別の組合ではないですよ。

竹内 職員組合の中に含まれる。

事務局 一応、労働委員会のほうに問い合わせをして、当事者適格についてどうなるのか聴いてみた、向こうはあまり問題にせずにとということでした。

一般論として権利能力なき社団と、

成瀬 これも・・・

事務局 地労委の考えだそうですね。

会長 これどうなんですかね、異議申立てしたのは個人ではないのですか。

事務局 地労委では、組合として

山田 この表記からすると、代表者印となっておりますけど、個人かもしれない。

会長 いや、年齢まで書いてあるものですからね。

成瀬 とすると、もともと意見照会も個人にやっていたと・・・

白石 でも代表者ありますよね、組合法人ですから

山田 意見照会されたところは、異議を出さなければいけないという理屈は必ずしもないわけですよ。

白石 第三者情報だから、第三者でありさえすれば当事者適格はありますよね。

成瀬 職員組合と現業評議会と交渉を・・・

竹内 常に、まあほとんどですね、現業評議会だけで交渉ということもあるんですけども、このような労働条件につきましては、常に一緒に交渉してる。

成瀬 第1組合と第2組合があるとか。

成瀬 大学なんかですと教員組合と職員組合に分かれる

竹内 そういう意味ではないんですね、職員組合を親組合とする、子組合のようなもの。

白石 これも組合なのでしょうねえ。個人で請求してるなら別ですけど。

会長 それはおっしゃるとおりそうです。いや年齢が書いてあるものですから。

白石 善解すれば、・・・肩書き付きの・・・

事務局 行服法上年齢書けとなっているもので、年齢書けとなっているもんですから、一応それで書いてきてしまったものでして。

委員 法人としての組合ですよ、基本的に。それで、執行委員長と議長がいると、

会長 基本的には、審査会としては、異議申立て理由があるわけですから、異議申立てに書いてある（４）ですか、条例のほうでいけば7条5号に該当するという主張に対して、当該文書をどう考えるかということについて、次回ご検討いただくということになるかと思います。

山田 7条5号ですか、関係する判例なんてありますか。

事務局 判例はすぐ集められます。似たようなものがあれば、お出しできます。

山田 できれば、あんまりたくさん出されても、困るんですけど、ある程度あれば、参考にできると思います。

事務局 似たような事案ですね。

会長 実質的には、組合のほうで何が困ることがあるのか、あるいは、職員課のほうで何か困るのかと。

成瀬 既にあるものは仕方ないですけど、これからつくるものは、今後は、文書作成術を改善していったほうが・・・

会長 どこが不利なのか、全部なのか、そもそも文書全体という話なのか、この部分という話なのか。不開示範囲を拡大することを考えると、名前も出る、公証記録もでると。ただし、中身について議論のあるところというのは出てこない。

山田 職員課としては、開示で構わないという姿勢でいいですか。

竹内 私ども、開示なのか不開示なのかっていうのが、うまく判断できなかったものですから、総務の方に相談をかけた上で、録取書、少なくとも開示の対象となるんだと、そういうことであればですね、これについても、手元にある私どもの方で作った資料ですけれども、開示の対象になるのかなと。

事務局 録取書というのは、電話とか、それを記録するための文書で、職員が記録するための、要約してまとめたものです。

白石 今、山田先生が言った、職員課が開示決定しているということは、職員課が、情報公開条例の7条5号に該当しないという判断をしたからですね。

会長 理屈は、そうです。

白石 いまさら、職員課が該当するといったって・・・。決定を下してきたんだから、決定を覆す論拠を新たに言うということですか。相手が言うてくるならわかりますが・・・。

事務局 2号該当についてお聞きしたところ、しかし、5号該当で異議申立てが出てきたと。

白石 そうか、そこでねじれがある。

事務局 ねじれがある、そういわれると、少し職員課としてもどうなのかと。

白石 逆にこっちが限定してきちゃったんだ。

事務局 2号該当性について、法人として組合として何か不利益はあるか、そうしたら向こうは事務事業で支障があると。

白石 でもそれは、向こうから質問されたかどうかじゃなくて、こちら側が交渉過程で、不利益があるか、まず、組合の意見を聞くまでもなく、5号該当で不開示ということが有りうるわけですよ。少なくとも、そこはクリアしてしまったということですよ。

会長 まあ途中で違う不開示理由が出てくるということはよくあることで。

会長 では、事務局にお願いで、判例あるいは答申例が見つかられば委員の方々に送っていただければと。

本日は実施機関から概要の説明をいただいたということで一旦切らせていただきまして、特にご意見等ございませんでしたら、ここまでといたしたいと思います。次回以降ですが、組合の方が意見陳述したいということであれば、お聞きして審議することになりますし、特にご希望がないという話であれば、お集まりいただい

たなかで結論を決めさせていただきます、そこで結論が出れば答申をということになるかと思いますが、  
そういうかたちでよろしいですか。

委員 異議なし。

会長 事務局のほうから何か他に。

事務局 配付してあります審査会委員名簿についてですが、皆様の職などの肩書も書いてあるところですが、こ  
れをホームページ等に掲載して公表させていただいてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 では、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の審査会の日程は終了となります。お忙しいところ、ありがとうございました。

以 上

(注) 発言者のうち委員とあるのは、委員5名のうち発言者が特定できない場合がある。

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年12月19日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長

木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員